

「わたしが見つけた100のアート（仮称）」企画運営業務委託仕様書

1 委託業務名

「わたしが見つけた100のアート（仮称）」企画運営業務

2 委託業務の目的

令和5年秋に本県で開催される「いしかわ百万石文化祭2023（第38回国民文化祭、第23回全国障害者芸術・文化祭）」（以下、「文化祭」という。）において、様々な方が気軽に大会に参加できる機会を創出することを目的として、「わたしが見つけた100のアート（仮称）」事業を実施する。

3 委託業務の概要

- ①「わたしが見つけた100のアート（仮称）」と題し、県民や観光客など様々な方から石川県内で見つけたアートの写真を募集し、応募された写真を管理する。
- ②選定したアートをwebサイトやSNSで発信するとともに、大会の会期中に巡ってもらうための企画及び実施に対する計画を策定する。

4 委託業務期間

契約締結日～令和5年3月31日まで

5 委託予定金額

1,600千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

6 委託業務の内容

業務の内容は、次に掲げる(1)及び(2)とする。

(1) 「わたしが見つけた100のアート」の募集

県民や観光客など様々な方から石川県内で見つけたアートの写真を募集する。
以下の内容で実施し、「広報活動」の項目については企画提案を行うこと。

項目	内容
募集開始時期	令和4年10月中旬
募集写真の条件	<ul style="list-style-type: none">・県内で見つけたアートな写真（「思わず写真を撮りたくなる」など撮影者が「アート」と感じたものを撮影した写真） 例）風景・建造物・パブリックアート等のインスタ映えするスポット、他では見られない珍スポット、まちなかで見られるアート作品等。 ※有料エリア内のもの、飲食物や販売されている商品の写真を除く。 ※撮影者による写真へのコメント、撮影場所周辺の情報等の文章も合わせて募集する。・常時公開されているもの、または文化祭開催期間中（令和5年10月14日～11月26日）に見ることができるものであること。・撮影可能なものであり、立ち入り禁止区域、撮影禁止区域、その他危険な場所にあるものではないこと。・その他必要な条件は、委託者と協議のうえ決定すること。 ※応募写真については、主催者権利として委託者が応募者の許諾を要することなく、無償で使用できるよう諸権利を持つこととする。こと。（応募者に使用許諾確認が必要な場合は、受託者の責任でこれを行うこと。）
対象地域	石川県内 ※応募写真は撮影地がわかるようにすること。
応募資格	日本国内に在住の個人または団体による応募とする。
web サイト	<ul style="list-style-type: none">・本事業の募集用 web サイト（以下、募集用 web サイト）を開設すること。・募集用 web サイトから写真を応募できる応募フォームを作成すること。 ※募集用 web サイトは募集を告知するページと応募フォームの構成とすること。 ※契約期間中に委託者から指示があった場合は、随時編集すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 文化祭公式 web サイト (https://ishikawa-bunkasai2023.jp/) 内に、募集用 web サイトのリンクをはるためのバナーを作成すること。 ※バナーサイズは別途、委託者から指示する。
募集方法	<ul style="list-style-type: none"> Instagram を通じた応募と、募集用 web サイトの応募フォームを併用すること。 Instagram は、文化祭公式アカウント（以下、SNS アカウント）を活用し、更新は委託者が行う。 受託者は、SNS アカウントで募集を告知するための画像を作成すること。 ※上記以外の方法（郵送等）で応募があった場合も受理することとする。
応募情報の管理	<p>応募された写真について、画像と下記の情報を取りまとめ、データを管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 応募者の情報（氏名又は SNS アカウント名） 応募写真の情報（撮影場所、コメント、周辺情報等） ※データの提出方法については委託者から別途指示する。
チラシの作成	<ul style="list-style-type: none"> 募集を周知するチラシ（A4 両面カラー刷）を 30,000 部作成し、令和 4 年 10 月上旬までに委託者に納品すること。
広報活動	<p>本事業を広く周知するため、以下の広報活動を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> Instagram 広告 <ul style="list-style-type: none"> ※ターゲット設定等の実施方法について、効果的な内容を提案すること。 その他、キャンペーンの周知、応募者を増やすための効果的な広報を提案・実施すること。 応募総数は 3,000 件以上を目標とすること。

※ 募集期間終了後、委託者において「わたしが見つけた 100 のアート」を選定する。

※ 本事業の募集期間は、令和 4 年 10 月中旬から令和 5 年 5 月頃までとするが、令和 5 年 4 月 1 日以降の本業務に関しては、新たに受託者を決定することとする。

本業務の受託者と令和 5 年度の受託者が異なる場合は、本業務の受託者は募集用 web サイトのサーバー及びドメインを移行するなど、令和 5 年度の受託者に業務の引継ぎを行うこと。

(2) 令和5年度の実施計画書の作成

令和5年度の実施内容について企画提案し、委託者と内容を協議のうえ、令和5年度の実施計画書（以下、「実施計画書」という。）を作成すること。実施計画書には、下記の内容を記載すること。

- ① 「わたしが見つけた100のアート」を活用した石川県内の周遊を促す企画
参加者が実際にアートに足を運びたい、巡りたいと思うような企画を提案し、具体的な内容について記載すること。
- ② 「わたしが見つけた100のアート」を紹介するwebサイトの仕様
PC・スマートフォン等の端末で利用できるwebサイトのイメージ案を提案し、具体的な内容について記載すること。webサイトは、地図上にアートの位置をプロットする等、アートの所在地が分かりやすい内容とし、上記①の企画内容を紹介するページを含んだものとする。
- ③ 「わたしが見つけた100のアート」を周知する広報宣伝計画
広報媒体、実施時期等について具体的に記載すること。
- ④ 業務スケジュール
適正かつ具体的な準備業務及び実施業務スケジュール計画等。
- ⑤ 実施経費
実施経費には上記①～③の提案の実施に係る経費に加え、令和5年4月1日以降の応募情報の管理に係る経費も含めること。
ただし、令和5年度の実施経費の設定金額は、5,500千円（消費税および地方消費税の額を含む。）を限度額とする。
※上記限度額は、あくまで企画提案上の事業規模を示すためであり、次年度の発注額を示したものではない。
- ⑥ その他、実施に必要な事項
※「わたしが見つけた100のアート」の選考方法、リーフレットの仕様及び配布計画、必要な備品等の数量や配置、景品の数や内容などを含む。

7 業務の進め方

- (1) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況および今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- (3) 受託者は、委託者が提供する「いしかわ百万石文化祭2023」の「基本構想」及び「実施計画」の内容を尊重し、可能な限り業務に反映すること。
- (4) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。

- (5) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときはこの限りではない。
- (6) 受託者が業務を行うにあたっては、別記1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (7) 業務において個人情報を取扱う場合には、別記2「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者の指示を受けて処理すること。

8 成果物の納品

以下を納品すること。

- (1) 成果物
 - ①業務完了報告書 1部（日本工業規格A4判縦）
 - ②実施計画書 1部（日本工業規格A4判縦）
 - ③応募写真及び応募情報のデータ（ファイル形式などは委託者が別途指示する。）
 - ④令和5年度実施経費の見積（様式任意） 1式
- (2) 納品場所
いしかわ百万石文化祭2023実行委員会事務局
（石川県県民文化スポーツ部 いしかわ百万石文化祭推進室）
- (3) 納期
令和5年3月31日（金）まで
※提出に当たっては、随時委託者と協議を行い、その内容について十分に調整すること。

9 付記事項

- (1) 受託者企画案の調整
当該企画案は、委託者と受託者の協議により調整できるものとする。
- (2) 権利義務等の譲渡等
委託者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができるものとする。

10 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物（ただし、応募写真及び応募情報は除く）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。

- (3) 成果品等に第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (5) 委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

11 損害賠償

本事業の実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害等については、全て受託者の責任において解決するものとし、その経過は速やかに委託者へ報告しなければならない。

12 瑕疵担保

本委託事業における瑕疵担保期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において修補を行うものとする。

13 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

14 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。